

年十二月に衆議院に提出されたいわゆる中山案を基にしております。

このいわゆる中山案は、脳死を人の死であることを前提とするもので、平成九年四月二十四日に衆議院で可決され、参議院に送付されましたが、参議院においては、脳死に関する様々な意見があることに配慮し、現行法の第六條第二項において、脳死した者の身体を死体を含めて臓器の摘出ができるのは、臓器提供の意思に基づいて臓器が摘出されることとなる者が脳死に至ったと判定された場合のその身体に限定すること、第三項において、脳死の判定は、本人が脳死の判定に従う意思を書面により表示している場合に限ること、第四項において、脳死の判定は、摘出臓及び移植臓以外の二人以上の医師の判断の一致によつて行われるものとする、第五項及び第六項において、判定医は判定の証明書を作成し、臓器の摘出には、事前に証明書の交付を受けなければならないことなどの修正等を加えて、平成九年六月十七日に参議院本会議において修正議決され、衆議院に回付の後、同日、六月十七日の衆議院本会議において同意を経て成立し、同年十月十六日に施行されたものであります。

また、現行法では、附則において、法施行後三年を目途として、その全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきとされておりますが、法改正に至らないまま、施行後十一年以上を経て今日を迎えているところであります。

次に、両案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、衆議院から提出された臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案は、移植のための臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面により承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、現在は、本人が書面により臓器の提供意思を表示している場合に行うことができるものとされている移植のための臓器の提供の要件について、新たに、本人が臓器の提供を拒否している場合を除き、遺族が書面により承諾している場合を加えること、第二に、脳死した者の身体から、その身体から移植臓に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつてとの文言を削除すること、第三に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示することができること、第四に、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする、第五に、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切な方策を検討し、必要な措置を講ずるものとする等であり、一部を除き、公布日の一年後から施行されることとなっております。

次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、臓器の移植及びこれに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があること等にかんがみ、子どもに係る脳死及

び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について定めるとともに、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めようとするもので、その主な内容は、第一に、脳死した子どもの身体からの移植臓に使用されるための臓器の摘出その他子どもに係る臓器の移植に関する制度については、子どもに係る脳死の判定基準、臓器の提供に関する子ども自己決定と親の関与、虐待を受けた子どもからの身体からの臓器の摘出を防止するため有効な仕組み等に関し検討が加えられ、必要がある認められるときは所要の措置が講ぜられるものとする、第二に、この検討を行うに当たっては、法律施行から一年間、内閣府に臨時子ども脳死・臓器移植調査会を設置し、子どもに係る脳死及び臓器の移植について優れた識見を有する学識経験者による専門的な調査審議を行うとともに、広く国民の意見が反映されるよう配慮されなければならないこと、第三に、死亡した者の身体からの組織の摘出及び移植に関する制度、生体からの臓器・組織の摘出及び移植に関する制度等について、法律施行後一年を目途に検討を加えること、第四に、国は、臓器を提供する意思表示の有効性、脳死判定の適正性等の調査、分析を通じて、移植医療の適正な実施を図るための検証を遅滞なく行い、その結果を個人情報保護に留意しつつ公表すること等であり、

次に、諸経路の概要について申し上げます。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案は、平成十八年三月三十一日に衆議院に提出さ

れ、今国会まで継続審議されてきたものであり、本年六月十八日に衆議院から送付されました。子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、六月二十三日に千葉景子君外八名より本院に提出されました。両法律案については、六月二十六日の本会議において趣旨説明が行われ、同日、厚生労働委員会に付託されました。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、六月三十日に、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案について発議者衆議院議員山内康一君、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について発議者岡崎トミ子君から趣旨説明を聴取した後、我が国における臓器移植の経緯、現状等について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行いました。

また、脳死判定から臓器移植に至る医学的プロセス及び脳死下での臓器提供事例に係る検証会議における検証結果について、同検証会議座長の藤原参考人からの説明聴取及び質疑を行いました。

次いで、七月二日、六日及び七日には、参考人として、日本弁護士連合会、日本医師会、日本救急医学会、臓器移植患者団体連絡会、日本移植学会、日本小児科学会、日本移植コーディネーター協議会、日本宗教連盟、全国腎臓病協議会、全国交通事故遺族の会、日本移植支援協会の各団体の関係者、また、作家・評論家の柳田参考人、自治医科大学の小林参考人、兵庫医科大学の谷澤参考

平成二十一年七月十日 参議院会議録第三十七号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案の中間報告

四

人、杏林大学の島崎参考人、東京財団の棚田参考人、上智大学の町野参考人、大阪大学の高原参考人、大阪府立大学の森岡参考人、東京大学の米本参考人の延べ二十名の様々な立場で臓器移植にかかわる方々を招いて意見を聴取し、質疑を行いました。

参考人からは、脳死を人の死とすることの是非、救急医療の現状と体制整備の必要性、本人の意思が不明な場合に家族の承諾による臓器移植を認めることの妥当性、小児の長期脳死の実態及び脳死判定の困難さ、被虐待児に対する対応、ドナー家族等に対するケアの必要性、移植コーディネーターの在り方、海外における移植医療の動向、組織移植・生体移植の規制の必要性、親族への優先提供に関する問題点等に関して、様々な立場、観点からの大変貴重な御意見を伺うことができました。

さらに、八日には、両案の審査に資するため、東京女子医科大学病院及び東邦大学医療センター大森病院を視察し、移植医療の現場に従事する方々から説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

これら専門家からいただいた御意見も踏まえまして、七月七日及び九日には、提出者及び政府に対して質疑を行いました。

次に、両法律案に関する質疑の概要について申し上げます。

まず、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に関し、第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用

されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対しては、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨床の最終客中や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁がありました。

また、本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁がありました。

そのほか、第六条第二項の脳死した者の身体定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与える影響、子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性、被虐待児からの臓器提供を防止する方策、長期脳死事例に対する認識、親族への優先提供を明記することの妥当性、臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性、臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性、生体移植に関する法整備の必要性等について質疑が行われました。

次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に関し、臨時子ども

脳死・臓器移植調査会について、一年という期間で結論を得られるのかとの質疑に対しては、法律案は子ども脳死臨床の設置期間を施行日から一年間とすることを明記しており、一年以内に結論が出されることとなる、並行して国会においてもしっかりと検討し、立法院として責任を持つて結論を出していくことになるとの答弁がありました。

また、この法律案には成人の臓器提供を増やす道筋がないのではないかとの質疑に対しては、臓器提供の増加のためには国民の理解が深まること、何よりも必要であり、子ども脳死臨床での国民的議論、移植医療の適正な実施を図るための検証等により国民の理解が深まることとなるとともに、臓器摘出・移植を行う医療機関について厚生労働省令で基準を定めることにより医療機関の体制が整備されるとの答弁がありました。

そのほか、脳死を一律に人の死とすることの問題性、意思表示ができない子どもたちに臓器提供を求めることについての見解、現行の移植医療、脳死判定基準に対する評価、児童の脳死判定基準を厳格化する必要性、尊厳死に対する見解、日本人の死生観やみとりに対する受け止め方等について質疑が行われました。

このほか、政府に対しては、国民の臓器移植に関する普及啓発の取組状況、イスタンブール宣言以降の諸外国における渡航移植希望者への対応、臓器移植に係る費用の保険適用状況、移植コーディネーター等の現状等について質疑が行われました。

さらに、七月九日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対して、谷博之委員外五名より修正案が提出されました。

その主な内容は、第一に、第六条第二項の規定から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除する改正を行わないこと、第二に、被虐待児が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されないようにするための検討規定は、公布の日から施行すること、第三に、児童の脳死判定については、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえること、第四に、法律の運用に当たっては、脳死判定・臓器摘出に関する児童等の思いを尊重する家族の心情などが十分に配慮されるようにすること、第五に、臓器の摘出が遺族に及ぼす心理的影響の緩和のための支援について検討すること、第六に、脳死の判定、臓器の摘出の適正性等について事後的な検証等を行うこと、第七に、法施行三年後を目途に、新法の全般について検討を加えること等であります。

修正案に対し、修正案によつて改正案の何が変わるのかとの質疑に対しては、臓器移植に関する修正案の考え方の基本は改正案と共通しているが、脳死を一般に人の死とすることについては、国民的コンセンサスが得られていない状況の下で、文言の削除により、誤解が生じないようにするものであるとの答弁がありました。

修正案においても本人の意思表示がない場合に家族の承諾のみで臓器を摘出することを認めているが、その理由は何かとの質疑に対しては、最近

の世論調査によれば、本人の意思が不明な場合に家族の承諾で臓器提供を行うことについては六二%が賛成していること、子どもの渡航移植に多くの支援金が集まっていることから、国民的合意が形成されつつあると考えているとの答弁がありました。

そのほか、対案ではなく修正案としたことについての見解、第六条第二項の文言を削除しないことがドナーの家族に及ぼす影響、被虐待児からの臓器提供を防ぐ具体的方策を施行日まで確立する必要性、小児の脳死判定基準の検討の見直し等について質疑が行われ、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、同修正案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に対する質疑を終局いたしました。

以上が、厚生労働委員会における昨日までの審査の経過、審議の概要でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 小川勝也君外二名から、賛成者を得て、

中間報告があった臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議が提出されました。

よって、本動議を議題といたします。

平成二十一年七月十日、参議院会議録第三十七号

これより本動議の採決をいたします。

本動議の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十一

賛成

百八十八

反対

二十三

よって、本動議は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉君子君外八名発議)

以上両案を一括して議題といたします。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、南野知恵子君から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

案文を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。南野知恵子君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔南野知恵子君登壇、拍手〕

○南野知恵子君 私は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明いたします。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案では、第六条第二項の脳死した者の身体の定義について、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除することとしております。

この文言は、平成九年の法制定時に参議院において、脳死は人の死かについて国民の議論が分かれる中で、脳死を一律に人の死とせず、臓器提供を行う場合についてのみ脳死を人の死とするという結論を導き出し、修正議決に至った経緯がございます。その文言が削除されることで、一般的に脳死は人の死とされるのではないかとの懸念が国民の間に広がっております。

ある世論調査においては、半数以上の国民が、臓器提供の場合に限り脳死を人の死とするという

現在の枠組みを肯定しております。委員会審査においても、医療や法曹の関係者や有識者の方々から、この問題については現行法を踏襲すべきとの意見が多く述べられております。

日本人の死生観、人の生や死に対する様々な価値観や考え方は尊重される必要があります。国民的合意がまだ形成されていない脳死は人の死を前提として改正を行うことは、適切ではありません。

また、改正案では、被虐待児からの臓器摘出を防止するための検討は、公布から一年後に施行することとなっております。しかし、被虐待児については、改正法施行までの間に検討を行うことが必要です。同時に、児童の脳死判定については、成人とは異なる児童の特性に十分配慮した適正な脳死判定基準を定めることが不可欠です。

さらに、臓器の提供に当たっては、ドナーをみる家族や遺族への視点も重要であります。愛する者を失った悲しみに加え、臓器提供という重い決断を迫られる家族の心情は察するに余りありません。脳死という事実を受け、納得するためには時間を要します。我が子の思いを尊重したいとの心情や故人に寄り添う時間を求める心情等について、十分配慮することが必要であります。また、遺族の心の葛藤はその後の生活においても続く場合があり、遺族の苦悩を緩和するための支援について検討を行い、対策を講ずることが必要です。また、脳死下での移植医療についての国民的理解を進めるため、脳死判定及び臓器摘出の状況に關し検証等を遅滞なく行うことが移植医療に關す

中間報告があった臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議が提出されました。

る透明性を確保する観点からも重要であります。
加えて、臓器移植の実施状況、医学、医療技術の進歩、国民意識の推移などを踏まえ、施行後三年を目途として法律の全般的見直しを行う必要があります。

このような認識の下、本修正案を提出するものであります。

以下、提出する修正案の骨子を御説明いたします。

第一に、原案では、脳死した者の身体について定める第六条第二項の規定から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除することとしておりますが、このような改正を行わず、現行どおりとすることとしております。

第二に、検討等に関する修正であります。

まず、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないようにするための検討に関する規定につきまして、公布の日から施行することとしております。

また、検討等に関し、次の五項目を追加しております。

一項目めとして、臓器の摘出に係る脳死の判定についての厚生労働省令は、児童についての臓器の摘出に係る脳死の判定に関しては、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえて定められるものとしております。

二項目めとして、政府は、新法の運用に当たっては、臓器の摘出に係る脳死の判定及び臓器の摘出に関する当該者、特に当該児童の思いをその者の

の家族又は遺族が尊重する等のこれらに関するその者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されるところに、遺族が臓器が摘出されることとなる者に寄り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配慮されるようにするものとしております。

三項目めとして、政府は、臓器の摘出が遺族に心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和されるよう、当該遺族に対する適切な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

四項目めとして、政府は、当分の間、新法による脳死の判定の状況及び新法による臓器の摘出の状況に関し検証を行い、その結果を遺族の同意を得た上で公表するものとしております。

五項目めといたしまして、新法による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、その全般について検討が加えられるべきものとしております。

なお、一項目めから三項目めまでは公布の日から、四項目め及び五項目めは公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとしております。

以上が修正案の趣旨説明であります。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしました。

す。舛添厚生労働大臣。

(国務大臣舛添要一君登壇、拍手)

○国務大臣(舛添要一君) 参議院議員千葉景子君外八名提出の子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案につきましましては、政府としては、意見を述べることは差し控えてさせていただきます。(拍手)

○議長(江田五月君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。石井みどり君。

(石井みどり君登壇、拍手)

○石井みどり君 自由民主党の石井みどりでございます。

本日は、党派を超えて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるA案の賛成討論をさせていただきます。

日本で初の脳死判定をされたのが十年前、一九九九年二月二十八日、そして三月一日朝までに心臓、肝臓、腎臓の移植手術がすべて終了しました。この十年間、臓器移植は八十一件が実施され、多くの命が救われるという実績を上げることができました。

今回、本案においては、臓器移植法における本人の生前の意思を尊重する理念を生かしつつ、臓器の提供が認められる要件について、新たに、本人の意思が不明の場合にも、年齢を問わず家族が書面により臓器の提供を承諾した場合を加え、諸外国と同様に臓器移植が認められる要件をそろえようとするものであります。

昨年五月に開かれた国際移植学会では、イスタンブール宣言として、臓器売買、渡航移植の原則禁止を決定しました。この宣言では、自国民の移植は自国内で行うべきとし、移植ツーリズムを防止すべく、自国内での臓器提供を推進するよう各国に要請しています。

現行法では、本人の書面による意思表示が臓器移植に必要なため、十二年にわたり意思表示カードの普及に努めてきましたが、内閣府の世論調査で示されるとおり、提供意思を記入したカードを常時所持していると答えた人は数%にとどまっております。臓器提供をした意思が反映されていないのが現状であります。

他方、一日千秋の思いで臓器の提供を待たれている多くの患者さんがおられます。これらの患者さんは、臓器を移植する機会があれば普通の生活が送れるほどの回復が可能となります。にもかかわらず、我が国の臓器移植に係る要件によって、諸外国のような臓器の提供を受ける機会が奪われ、命を失う患者さんが多く存在しているのは真に国会における不作為の結果と言わざるを得ません。

脳死の議論の際、小児には長期脳死という問題が度々指摘をされています。脳死状態であつても、髪の毛が伸びる、つめが伸びる、歯が生え持たれる、そして成長を続けていくと言われているのです。

テレビ等で報道されている小児の長期脳死事例は、いわゆる臨床的脳死と診断されているにすぎず、臓器移植法において求められる厳格な法的脳死